



毎月第2土曜の午前中、北先生による勉強会をやっています。実はこれ今回が157回を数えました。

もう15年余続いているのですね。継続しているだけでもすごいですよね。

北先生には毎回横浜からお出で頂き感謝に耐えません。

内容は世の中のこと、ご近所とのこと、職場でのこと、そして最も大切な家族のこと…。

種々のことすべて道徳が基盤になっていることをわかりやすく説明して頂いています。いつもいつも気づかされることばかりです。

それもそのはず、北先生は小、中、高の教員歴が長く80代も半ばとは思えない元気さです。

毎回参加人数は15名程度で辻堂の図書館の会議室に集まります。



「さわやか土曜塾」で学んでいます。

今回のテーマは「徳をたつとぶこと学知金権より大なり」がテーマで学力、金力、権力など大切に無くてはならぬものであるけれど、それらを活かす品性が最も大切であるとのこと。

昨今学力も権力も充分ある人が、道徳なきため世の中から消えていく例をたくさん見ます。

もったいないことです。この形に見えない道徳力を学んでいます。

最近この見えないところにこそ力があって、いざという時に力を発揮することがわかってきたように思います。世の中みんな見える部分を比較していますが、本当の解決力、根本はその人の品性力ではないでしょうか。

毎年8月はお休みとなりますが、9月よりまた毎月開催します。どうぞ顔を出してください。お気軽に…。

詳細は宇久田会計 研修担当 志村智江（しむらちえ/TEL0466-36-0627）まで

【働き方改革関連法案】

平成 30 年 6 月 29 日に働き方改革法案が可決成立し、平成 30 年 7 月 6 日に公布されました。
今回は、この法案の中から特に多くの皆様に関係がありそうな改正点をお伝え致したいと思います。

① 残業時間労働の上限規制の明確化

現行の労働基準法が定める労働時間を超えて労働者を労働させることは違法でした。しかし例外規定が存在し、労使協定(36 協定)の成立で法定労働時間を超えて労働させることが可能となりましたが、厚生労働省は、36 協定(特別条項)で定める残業時間の制限を強制する事をしませんでした。

そこで、今回の改正で残業時間の原則基準が明確化され、この原則を超える残業時間についても実施要件が設定されました。

・労働基準法で定めている労働時間

1 日 8 時間、週 40 時間

・36 協定成立により認められる残業時間

月 45 時間、年 360 時間



・働き方改革関連法案による改正残業時間

原則 月 45 時間、年 360 時間に明確化

例外 下記の全ての要件を満たした場合、年間で 6 ヶ月だけ月 45 時間を超えて残業が出来る。

要件 年間残業時間 720 時間以内であり 1 ヶ月間残業時間(休日労働含む)100 時間以内、2~6 ヶ月の平均残業時間が 80 時間以内である事。

その他に、労働者の健康確保措置の観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握することも必要になりました。違反すれば罰則対象となります。

詳細は 2018 年 9 月ごろまでに労働政策審議会で決める事になっております。

施行は、大企業が 2019 年 4 月から。中小企業が 2020 年 4 月からです。

② 有休取得の義務化

有給休暇が年 10 日以上ある労働者について、必ず 5 日は取得させる事を使用者側に義務付けることになりました。

年次有給休暇の使用時期の設定は労働者側にありますが、有給休暇を取得しない労働者には取得日数 5 日まで使用者が有給休暇使用時期を設定し強制取得させなければなりません。

2018 年 9 月ごろまでに労働政策審議会で制度の詳細を決めます。

施行は 2019 年 4 月からです。



③ 勤務間インターバル制度の導入

前日終業と翌日始業の間に一定の休息時間を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に努める。

2018 年 9 月ごろまでに労働政策審議会で制度の詳細を決めます。施行は 2019 年 4 月からです。

④ 割増賃金率の猶予措置廃止

残業時間が月 60 時間を超えた場合にかかる 50%の割増賃金率について、現在中小企業に適用している猶予措置を廃止することになりました。

施行は 2023 年 4 月からです。

⑤ 同一労働同一賃金の実施

正社員や非正規社員といった雇用形態に関係なく、業務内容に応じて賃金を決める制度を実施する。勤続年数、成果、能力が同じなら原則賃金は同額であり、各種手当、休暇、研修、福利厚生等も同待遇でなければならない。

正社員と非正規社員の待遇に不合理な差をつけることを禁止します。待遇差がある場合は説明する義務を使用者は負います。

法律施行までに企業が社員規定などを整備が必要。

2018 年秋以降に労働政策審議会でガイドランを策定する事になっております。

施行は、大企業が 2020 年 4 月から。中小企業が 2021 年 4 月からです。



今回の改正は日本の未来が抱える事と成るであろう人口減少による問題点を解決する為の方法の一つであり、全ての国民が活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現に向けた法律改正なのです。

まだまだ、どの改正も大枠だけが出来た状態です。今後、年末にかけて詳細が決まるものと思われま

(社会保険・地方税研究室：志村(賢一)・碓・宇久田(邦子))

さわやか土曜塾のご案内

人生・家庭・職場の羅針盤

今月の格言「徳を尚ぶこと学知金権より大なり」

この格言は、人生における真の価値とは何かを示したものです。

ここにいう「徳」とは、道徳的な行いを累積して形成された「品性」のことです。学力・知力・金力・権力も重要ですが、正しい品性が伴わなければ、一時的な成功は得られても永続的な幸福を生み出すことはできません。

ついおろそかにしがちな「徳」こそが、豊かな人生の土台を整えることを説いています。

さわやか土曜塾は、宇久田会計事務所主催の公開セミナーです。どなたでもご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

**** 2018 年 9 月のさわやか土曜塾 ****

日時：2018 年 9 月 8 日(土) 10:00～11:30 (※8 月はお休みとなります)

場所：辻堂市民図書館 2 階会議室 (藤沢市辻堂 2-15-8)

会費：500 円

詳細は、志村(智江)・野村まで

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466 (36) 0627

FAX 0466 (33) 4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

**** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております ****

お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail : seto@ukuta.net 又は上記 FAX でお願いいたします。)

毎週火曜は朝塾の日！



火曜日の朝始業前に、事務所員が持ち回りでプレゼンを行なっています。

制度会計では表示されない貸借対照表を作ってみよう！

朝塾より 担当：碓 利夫

制度会計では金額に置き換えられない人的資源を何とか表現できないかと考えた。

宇久田会計では 15 年前からデータベースに日報という形で全員が入力している勤怠管理システムがあり、その項目に例えば「危機管理」、「親切」、「利他」等を作り、日報に1時間単位で入力する。

その毎日のデータを年に1回、自動仕訳化し、会計に取り込む。(※)

★補助科目が每期蓄積され人的資源の表示が可能となる。何が親切、利他かを考える様になる。

★眺めるだけの資料にならないよう、年に1回内容を精査し、品性資本大賞を作り、金一封を！

貸借対照表 平成30年3月31日現在		制度会計 (単位千円) 平成29年4月1日～平成30年3月31日		損益計算書 平成29年4月1日～平成30年3月31日	
資産の部	負債の部	売上高	...	売上高	...
流動資産	...	流動負債	...	売上原価	...
貸借対照表 平成30年3月31日現在		損益計算書 (単位千円) 平成29年4月1日～平成30年3月31日		損益計算書 平成29年4月1日～平成30年3月31日	
資産の部	負債の部	売上高	50,000	売上原価	30,000
流動資産	5,000	流動負債	2,000	売上総利益	20,000
固定資産	3,000	固定負債	1,000	販管費	15,000
投資等	1,000	負債の部計	3,000	営業利益	5,000
		純資産の部		営業外収益	100
		株主資本		営業外費用	80
		資本金	1,000	経常利益	5,020
		繰越利益	5,000	特別損失	30
		(内当期純利益3,520)		税引前当期純利益	4,990
品性資産	0	品性資本	0	法人税住民税及び事業税	1,470
担当者 宇久田	20	危機管理	22	当期純利益	3,520
担当者 秀雄	10	親切	7		
担当者 碓	8	利他	9		
補助科目未登録	-38	補助科目未登録	-38		
資産の部合計	9,000	負債純資産合計	9,000		

← 人的資源



(※)仕訳

日付	借方科目	品性資産	20	貸方科目	品性資本	20	摘要
	補助科目	担当者 宇久田		補助科目	危機管理		防災訓練
決算時	合計で	品性資産	38	/	品性資産	38	仕訳入れる。

*** **



今年の夏は異常な暑さ

集中豪雨が終わったら猛烈な暑さが列島を覆っています。いろいろな原因が報道されていますが、何か地球のバランスの崩れを感じます。

豪雨、土砂崩れ、思いもよらないことが突然起きます。

みかん山が突然崩れ、山を見渡すうつろな目が将来の不安を物語っています。

そんな中、たくさんの被災者が頑張っていて立ち上がっています。

人間の強さを感じます。起きてしまったことはしょうがない(特に天災には)。これから先を考えるたくましさ、切り替え、ほんとうに頭が下がります。



日本は災害から逃れられません。いくらかでも未然に、いくらかでも最少に、普段の備えは最大に…。「分かっているけど」になりがちです。

*** **

【夏季休業のお知らせ】

誠に勝手ではございますが、下記の期間休業とさせていただきます。

夏季休業：8月13日(月)～8月15日(水)

なお8月16日(木)より営業再開いたします。予めご了承くださいませ。